

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 17 条第 1 項の規定（第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定）に基づき、所沢都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 変更の必要性

生産緑地法第 14 条の規定に基づく行為制限の解除、土地区画整理事業地内の仮換地指定により、所沢都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものです。

2 変更の内容

行為制限の解除、及び土地区画整理事業地内の仮換地指定による地区の変更、廃止及び追加。